

令和4年 第7回沼田町議会臨時会 会議録

令和 4年11月28日(月)

午後 2時30分 開会

1. 出席議員

1番 鵜野 範之 議員	2番 畑地 誉 議員
3番 久保 元宏 議員	4番 高田 勲 議員
5番 篠原 暁 議員	6番 伊藤 淳 議員
7番 長野 時敏 議員	8番 上野 敏夫 議員
9番 小峯 聡 議員	10番 大沼 恒雄 議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 横山 茂 君 教育長 吉田 憲司 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長 菅原 秀史 君	総務財政課長 村中 博隆 君
産業創出課長 赤井 圭二 君	農業推進課長 前田 昌清 君
住民生活課長 嶋田 英樹 君	建設課長 瀧本 周三 君
保健福祉課長 小玉 好紀 君	和風園園長 安念 昌典 君
旭寿園園長 荒川 幸太 君	会計管理者 按田 義輝 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 黒田 美和 君 書記 中山 裕樹 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度沼田町一般会計補正予算専決第2号)
議案第72号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第73号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第74号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第75号	指定管理者の指定について(スコーレセンター他)
議案第76号	令和4年度沼田町一般会計補正予算について

( 開 会 宣 言 )

○議長（小峯聡議長）これより本日を以って招集されました令和4年第7回沼田町議会臨時会を開会します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

( 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 )

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、上野議員、1番、鵜野議員を指名いたします。

---

( 会 期 の 決 定 )

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第3、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度沼田町一般会計補正予算専決第2号）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。令和4年11月28日提出町長名でございます。1枚おめくりいただきたいと思っております。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、令和4年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別冊のとおり専決処分する。令和4年11月14日。町長名でございます。別冊の令和4年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）2頁をお開き願いたいと思っております。令和4年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）。令和4年度沼田町の一般会計の補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予

算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,197万2千円と定める。2項省略させていただきます。令和4年11月14日。町長名でございます。本専決予算につきましては、小学校の音楽授業で使用しておりました、購入から30年が経過した電子ピアノが故障いたしまして、授業に支障が生じることから早急に購入する必要があり、専決処分と致したものでございます。8頁をお開き願いたいと思います。歳出でございます。10款教育費、2項1目学校管理費、17節備品購入費22万円の増額計上でございます。今ほどご説明した小学校の電子ピアノを購入するための予算計上でございます。7頁へお戻りください。歳入です。12款地方交付税、1項1目地方交付税22万円の増額補正であります。歳出でご説明いたしました補正額に地方交付税を増額いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。以上、申し上げます、提案説明とさせていただきます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第6号について採決いたします。お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は承認することに決定しました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4、議案第72号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第72号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和4年11月28日提出。町長名でございます。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。令和4年、国家公務員の給与に関しまして、官民格

差を是正することと致しました人事院勧告におきまして、勧告に沿って給与改定等を実施することとした改正給与法が11月11日に参議院本会議において可決され成立いたしております。沼田町におきましても、人事院勧告に準拠いたしまして、他町の動向を踏まえ、職員の給与条例の改正を提案するものでございます。改正の内容につきましては、別紙にて改正概要をお配りいたしておりますので、そちらの方で説明させていただきたいと思っております。上段(1)給料表の改正でございます。初任給につきましては一般職試験に係る大卒程度を3,000円、高卒程度を4,000円引上げ、若年層においても20歳代半ばまでに重点を置き、係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在籍する号俸について改正するものでございます。次に期末・勤勉手当の改正でございますが、年間支給月数4.30ヶ月を0.1ヶ月分引き上げ4.40ヶ月分に改正するものでございます。一般行政職をご覧いただきたいと思っております。令和4年度分の支給につきましては、12月期の勤勉手当において0.1ヶ月分を引き上げることとし、令和5年度以降につきましては、6月・12月に支給する勤勉手当をそれぞれ0.05ヶ月引き上げるものでございます。1頁おめくり頂いて、その他(再任用職員)でございます。年間支給月数2.25ヶ月を0.05ヶ月分引き上げ2.30ヶ月分に改正し、12月期の勤勉手当において0.05ヶ月分を引き上げることとし、令和5年度以降につきましては、6月・12月に支給する勤勉手当をそれぞれ0.025ヶ月引き上げるものが主な改正内容でございます。この条例は公布の日から施行し、第2条の規定につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。また、給料表の改正に伴う実施時期につきましては、令和4年4月まで遡ることとし、既に支給されたされたものは給与の内払いとみなしまして、後日、差額を支給することとしてございます。なお、本改正に伴います補正予算につきましては、12月定例会にて提案させていただきますのでご理解を賜りたいと存じます。以上、提案の理由とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第72号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第73号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第73号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和4年11月28日提出。町長名でございます。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。特別職の期末手当の年間支給月数につきましては、職員に準じて、支給月数の改正を実施していることから、年間支給月数4.30ヶ月分を0.1ヶ月分引き上げ4.40ヶ月分とする改正であり、別紙改正概要【特別職】に記載してございますが、令和4年度分の改正につきましては、12月期の手当において、0.1ヶ月分を引き上げることとし、令和5年度以降につきましては、6月、12月に支給する期末手当をそれぞれ2.20ヶ月分とする改正条例でございます。なお、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。なお、本改正に伴います補正予算につきましても、職員同様12月定例会にて提案させて頂くことで御理解を賜りたいと存じます。以上、提案の理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第73号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

## ( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第74号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）議案第74号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を提出する。令和4年11月28日提出。町長名でございます。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきます。提案理由を説明します。今回の改正につきましては、期末手当について職員及び特別職と同様に0.1ヶ月分を引き上げ、支給月数を4.40ヶ月分とするものでございますが、別紙改正概要【議会議員】に記載してございます、令和4年度分の改正につきましては、令和3年度の人勧改定の0.15ヶ月分の減額と令和4年度改定の0.1ヶ月分の引上げを相殺いたしまして、4.25ヶ月分の実支給とする内容の改正条例でございます。なお、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第74号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

## ( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第7、議案第75号、指定管理者の指定について（スコアセンター他）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第75号。指定管理者の指定について（スコアセンター他）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。記。1、施設

の名称、スコーレセンター、沼田町農業者健康管理施設、幌新いこいの森公園。2、指定管理者となる団体の名称、株式会社第一寶亭留。3、指定の期間、5年、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。令和4年11月28日提出。町長名でございます。この指定に関しまして、ご説明させていただきます。スコーレセンター他2施設につきましては、平成25年4月から指定管理にて運営が始まり10年が経過する所でございますが、令和5年3月31日をもって、期間満了となりますことから、新たな指定管理者として議会議決を求めるものでございます。公募手続きに関しましては、9月5日から10月14日までを応募期間として、9月28日に公募説明会、施設見学会を実施いたしまして、3事業者が参加されたところですが、申請受付締め切り日の10月14日時点において、2社からの申請書の提出があったところでございます。その後、11月8日に民間委員さんを含む7名で構成する評価委員会を開催し、プレゼンテーションを行いました。この評価委員会の審査結果において、株式会社第一寶亭留が次期指定管理事業者として適正であるとの答申を受け、町として評価委員会の意見を踏まえ指定管理者に指定するものでございます。以上、提案の理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。久保議員。

○3番（久保元宏議員）本件は町民にとってかなり関心度の高い議案だと思うんですが、この間、経過、どの様に町民に説明されてきたのか質問いたします。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）この指定管理の指定に関しましては、一応期限を5年間というふうに決めておりまして、この5年を基に次期の指定管理者を定めるということで今回提案をさせていただいております。この指定管理者の変更について町民の方々に説明をしたという経過はございません。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○3番（久保元宏議員）町民の関心の高い事案なので、こういうことに関してはいろいろ町民の参加をしていただくことも一つ大事だと思うんですけど、今後どのように町民に説明の機会を持たれるのか聞きたいと思います。しないならしないです。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。通常ですと、これからの時期でしたら、まちづくり懇談会などの席も設定をした上で対応していかなければいけないかなというふうに思

いますが、来年にかけては統一地方選の時期でもありますので、そのことを踏まえて、何らかの広報等も踏まえて周知はしていきたいというふうに思います。

○3番（久保元宏議員）はい。よろしいです。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第75号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第8、議案第76号、令和4年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第76号、令和4年度沼田町一般会計補正予算について。令和4年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和4年11月28日提出。町長名でございます。別冊の令和4年度沼田町一般会計補正予算（第9号）2頁をお開き下さい。令和4年度沼田町一般会計補正予算（第9号）。令和4年度沼田町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,438万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,635万3千円と定める。2項省略させていただきます。令和4年11月28日提出。町長名でございます。この度の補正予算につきましては、原油価格・物価高騰対策などに係る全世帯・事業者への支援を目的といたしまして補正予算計上したものでございます。8頁をお開き願いたいと思います。歳出でございます。2款総務費、1項26目物価・原油高騰対策事業費、電力・ガス・食料品等高騰緊急支援給付金2,604万3千円を補正計上するものですが、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する給付金の給付に係る事務費と、システム改修委託料200万円の計上と給付の対象世帯を477世帯と見込み2,385万円を補正計上してございます。財源は、事務費・事業費分を合わせ、全額国庫補助金にて計上しております。説明欄、中段、

同じく、物価・原油高騰対策事業費で沼田町定住支援世帯冬季暖房経費助成事業、1, 507万4千円の補正計上ですが、原油価格高騰の影響から、経済的な負担を強いられている、全世帯を対象に冬期間の暖房経費の一部を助成することとし、係る経費を予算計上してございます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、高齢者世帯等福祉灯油支給事業250万円を補正計上するものですが、昨今の燃料費の高騰を鑑み、町民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯で公共料金の滞納等がない高齢者世帯等に対し、1万円を支給することとして予算計上しております。財源として、地域づくり総合交付金50万円を計上してございます。6款農林水産業費、1項7目農業総合対策費、18節負担金補助及び交付金、農業資材価格高騰対策助成事業補助金1, 869万3千円を補正計上するものですが、燃料や肥料等の生産資材費の価格高騰による生産コストの増大により、農業経営に影響を受けている農業者を支援し、価格上昇分の一部を支援することで、農業経営への影響を緩和するための支援費用を予算計上してございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を補正額と同額計上してございます。9頁をお開き下さい。7款商工費、1項1目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、原油価格・物価高騰対策補助金1, 177万円の補正計上ですが、電気料金が高騰する中、今後の値上がりも予想されることで商工業者の事業経営に大きな負担となっていることから、事業用として消費している電気料の一部を支援し、経営の安定化を図ることを目的として、商工業者に補助する費用を予算計上してございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を補正額と同額で計上してございます。10款教育費、2項3目スクールバス費、児童通学対策費30万1千円の増額補正ですが、スクールバス運行業務に従事していた会計年度任用職員が、体調不良により運転業務が困難なことから、新たに業務に従事する会計年度任用職員及び運行委託経費を予算計上するものです。7頁へお戻りください。7頁歳入です。12款地方交付税、1項1目地方交付税、1, 737万5千円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。16款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、2, 604万3千円の補正計上ですが、歳出2款、総務費でご説明致しました、物価高騰対策支援に係る国庫補助金の計上でございます。6目商工費国庫補助金、1, 177万円の増額補正は、歳出7款、商工費でご説明致しました商工業者支援に係る財源として地方創生臨時交付金を計上してございます。8目農林水産業費国庫補助金1, 869万3千円の補正計上ですが、歳出6款、農林水産業費でご説明いたしました、農業者支援に係る財源として地方創生臨時交付金を計上いたしております。17款道支出金、2項2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、地域づくり総合交付金50万円の補正増は、歳出3款、民生費でご説明

しました、福祉灯油支給事業の財源として歳入するもので、補助限度額を計上して  
ございます。以上、申し上げます、提案説明とさせていただきます。ご審議のほ  
ど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありま  
せんか。

○5番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい。5番篠原です。高齢者の福祉灯油の事業補助について、  
ちょっと確認の意味で質問させていただきたいんですけども、先ほどの総務財政課  
長のご説明の中では、公共料金の滞納がない世帯というような文言があったように  
思ったんですけど、私もいろいろな町民の方の実態を見てきたときに、この間  
のいろいろな大変な状況の中で、生活に困窮していてやむを得ず公営住宅の家賃を  
一部今払えないでいるという実態も捉えていますけども、それもここに該当するの  
か、その家賃の滞納があった場合にはこれは支給されないのかということをちょっ  
と確認させてください。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉好紀課長）今、公営住宅の家賃ですとかそういったものの話  
でございましたけども、一応こちらの福祉灯油につきましては、例年同じような助  
成事業を実施させていただいております。この要件としては税金もそうですけども、  
公共料金、先ほど言いました公営住宅、また、水道、こういったものはすべて皆様  
からの公平な負担の中でやっているものでございますので、これを滞納される方  
については対象とはしていません。ただ、これが納入されるのが確認できましたらそ  
の都度その人を対象として支給するというのでやっておりますので、今回も同じ  
ように考えております。以上です。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入  
ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第76号に  
ついて採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のと

り可決されました。

---

( 閉 会 宣 言 )

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和4年第7回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

午後 2時58分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小峯 聡

署名議員 上野 敏夫

署名議員 鶴野 範之